

色彩学論文奨励賞を受賞して

矢野 正 松下電器産業㈱照明研究所

このたび身に余る賞を受賞させて頂き本当にありがとうございました。

色彩学の基礎をご教授くださった千葉大学の矢口教授、随時ご指導くださった大阪電気通信大学の納谷教授、共同研究者であり会社の上司でもある松下電器産業㈱の橋本健次郎博士らをはじめ、本賞にご推挙頂いた学会委員の諸先生や多くの先生方のご支援の賜とっております。心から感謝申し上げます。

受賞論文であります“Preference for Japanese Complexion Color under Illumination”は、演色性の評価において今後重要となる照明光下での日本人女性の肌色の好ましさについて実験検討したものであります。

光源の演色性評価方法は、現在、CIEやJISでは基準光下での色の見えに対してどれだけずれているかを評価する忠実な色の見えに基づく演色性評価方法が規定されています。これに対して色の見え方が人にとってどれだけ好ましく見えるかを評価する好ましい色の見えに基づく演色性評価方法があります。この評価方法はJuddらがFlattrey Index等の研究を行っておりますが、CIEやJISではまだ規定されるに至っていません。

我々は快適な照明環境を実現していくためには好ましさに基づく演色性評価方法を確立していくことが大切であると考え、まず、色の見えにおいて、特に、重要で、親しみのある肌色について、照明光下での日本人女性の好ましい肌色の実験検討を行い明らかに致しました。今後は、本実験で得た結果を基に日本人女性の好ましさについての演色性評価方法を提案し快適な照明環境の実現に少しでも貢献して行きたいと考えております。

この名誉ある賞の名を汚さぬように色彩学の発展に微力ながら努力していく所存でございますので今後ともご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

色覚異常に優しい色使いを

長澤 和弘 東京大学眼科

先天色覚異常の人達に対する社会の側のあるべき姿勢として、これまで2通りの主張がなされてきた。

一つは、色覚異常に対する従来の社会的制約は厳しすぎた、との観点から「色覚異常者への無用な差別をなくそう」というものであり、いま一つは、ある程度の異常が色覚にあれば学業や業務の遂行が困難になる場合もある、という事実を根拠に「妥当な制約はやむを得ず、また当人のためでもある」という主張である。

両者の主張は、その前提と適用の範囲を誤らなければ、どちらも真であり、対立する立場というよりは、むしろ「車の両輪」であるべきものと考え。

私はここで、この両者の主張に橋渡しをする重要な視点をつけ加えたいと思う。それは「色覚異常に配慮した色彩環境の整備によって、色覚異常者のハンディをどこまで軽減できるか」というものである。

過去において、確かに色覚異常者に対する進学や就職の制限は厳しすぎた。が、そう言えるのは、それがビデオもパソコンもカラーコピーもなかった時代の話だったからである。現在の私達を取り巻く色彩環境はこうした機器の発展によって、ますますその「多彩」さを増し、色覚に異常を有する人達にとっては、「差別するか」という潮流とは裏腹に、状況は残念ながら日々「悪化」していると言わざるを得ない。

先頃、我々数名の眼科医は、「色覚異常者にも見やすいスライド使用色」という提案を眼科専門誌（「臨床眼科」98年7月号）に発表した。企業のプレゼンテーション等とはもかく、学術発表に使用するスライドは必ずしも「多彩」である必要はない。我々の提案をごく簡潔に要約すると、①2～3色までの使用とする、②黒・白・黄・青を基調とした配色にする、となる。

赤と緑の使用（特に両者同時の）が制限されることに反発もあるかと思う。が、多くの人々が「使いたい」と思う配色が、色覚異常者にとっては往々にして困難の種なのである。学会諸氏の良識と英知に期待したい。